

KDDI IoT クラウド Standard サーマルカメラパッケージ レンタル規約

KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）は、「KDDI IoT クラウド Standard サーマルカメラパッケージ レンタル規約」（以下「本規約」といいます。）及び「KDDI ソリューションサービス基本要綱」（以下「基本要綱」といいます。）に基づき、お客様にサーマルカメラセンサー（以下「本物件」といいます。）をレンタルします。

第 1 条 （目的）

本規約は、当社が本物件をお客様にレンタルし、お客様がこれを借り受ける場合の条件を定めることを目的とします。

第 2 条 （レンタル内容）

当社が本物件をお客様にレンタルする際の以下に定める内容については、本規約の別紙に定めるとおりとします。

- (1) 本物件の内容
- (2) レンタル期間
- (3) レンタル料
- (4) その他（①本物件のレンタル開始日、②レンタル期間の更新、③お客様によるレンタル契約の終了、中途解約、④違約金、⑤本物件の設置場所）

第 3 条 （本利用契約等）

1. 本規約に基づくお客様と当社との間の契約（以下「本利用契約」といいます。）は、基本要綱第 2 条に定める内容に基づき、成立するものとします。
2. 本規約の規定と基本要綱の規定が矛盾又は抵触する場合には、本規約の規定が優先して適用されるものとし、前項に定める本利用契約の成立に係る申込書等において本規約及び基本要綱と異なる定めをした場合には、申込書等の内容が本規約及び基本要綱の規定に優先するものとします。

第 4 条 （本物件の引渡し）

1. 当社は、本物件を、当社が別途定める期日までに、お客様の別途指定する日本国内の設置場所（以下「設置場所」といいます。）に搬入することにより、本物件を引渡すものとします。なお、本物件の搬入及び設置に係る一切の費用は、お客様の負担とします。
2. お客様の通信設備、コンピュータ等と本物件を接続する為に必要となる物品等がある場合には、お客様の費用と責任でこれを準備するものとします。
3. お客様は本物件の搬入及び設置にあたり、自己の責に帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合は、これを賠償するものとし、当社に何らの迷惑をかけないものとします。

第 5 条 （本物件の使用・維持）

1. 本物件の使用・維持にあたりお客様は善良な管理者の注意義務を払い、かつ、官公庁等の規則、指示を遵守するものとします。
2. お客様は本物件の保管及び使用にあたり、自己の責に帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合は、これを賠償するものとし、当社に何らの迷惑をかけないものとします。

第 6 条 （本物件の所有権侵害の禁止等）

1. 本物件は、当社及び当社が指定する会社（以下「当社等」といいます。）の所有物であり、理由の如何を問わず、お客様は本物件を当社等の同意なく、設置場所以外へ移動すること、本物件に貼付された当社等の所有権を明示する標識等を除去又は汚損すること（但し、自然摩耗によるものは除くものとします。）、改造、加工、分解、転貸及び第三者へ譲渡すること、本物件について質権・抵当権・譲渡担保権その他担

保物権を設定すること等、当社等の所有権を侵害するような行為を一切しないものとします。

2. お客様は、お客様の責に帰すべき事由により本物件について第三者からの強制執行その他の法律的又は事実的な侵害が発生した場合には、直ちに当社に通知し、必要な保全措置をとるものとします。
3. お客様は、当社等が本物件について必要な保全措置をとった場合、合理的な範囲でその費用を負担するものとします。

第7条（通知事項）

お客様は次の各号の一つでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により当社に通知するものとします。

1. 名称又は商号を変更したとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. 事業の内容に重要な変更があったとき。

第8条（利用停止）

1. 当社は、次の各号に該当するときは、本物件のレンタルを停止することがあります。
 - (1) 地震、噴火、洪水、津波等の天災、若しくは戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により本物件の提供が出来ないと当社が判断したとき。
 - (2) 火災・停電等により本物件の提供が出来ないと当社が判断したとき。
 - (3) その他、運用上又は技術上の理由で本物件のレンタルの停止が必要であると当社が判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本物件のレンタルを停止するときは、当社が別途定める方法により、お客様に周知します。但し、緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。

第9条（契約解除）

1. 当社は、お客様が次の各号の一つにでも該当するときは、通知催告等何等の手續を要することなく直ちに本利用契約の全部又は一部を解除することができます。
 - (1) 本規約又は基本要綱に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき。
 - (2) 差押、仮差押若しくは仮処分命令、通知が発送され、又は競売の申立を受けたとき。
 - (3) 強制執行、保全処分、公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (4) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立、その他これに類似する倒産手続又は解散の申立てがあったとき。
 - (5) 自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡となったとき。
 - (6) 合併によらず解散したとき、又は営業を休廃止したとき。
 - (7) 監督官庁より営業に関する許可の取消、停止等の処分があったとき。
 - (8) 本利用契約の履行にあたり不正な行為があったとき。
 - (9) 当社名誉、信用を失墜させ、若しくは当社に重大な損害を与えたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (10) お客様の資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき。
 - (11) お客様又はお客様を代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力であることが判明したとき。
 - (12) お客様がレンタル料の支払を滞納したとき。
 - (13) 前各号に準じる事由が生じたときと当社が判断したとき。
2. 前項各号のいずれか一つに該当した場合、お客様は、本利用契約の解除の有無にかかわらず、当社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
3. 本利用契約が解除された場合、お客様は、次条第2項に基づき本物件を返却し、かつ、未払いのレンタル料、その他一切の金銭債務の全額を直ちに支払うものとします。

第10条（本物件の返却等）

1. 期間満了又は中途解約により本利用契約が終了する場合には、レンタル期間終了後すみやかに、本物件の設置場所より搬出し、当社は本物件の返却を受けるものとします。また、本物件の搬出のための撤去作業及び

梱包作業は、原則としてお客様の責任と費用負担において、お客様が実施するものとします。なお、本物件の搬出及び撤去に係る一切の費用は、お客様の負担とします。

2. 本利用契約が前条にて定める契約解除により終了する場合には、お客様は直ちに本物件を当社の指定する場所へ返却するものとします。この場合の本物件の搬出及び撤去に係る一切の費用は、お客様の負担とします。
3. 前二項に従い本利用契約が終了する際に、レンタル開始から12カ月を経過せずにレンタル期間が終了した場合には、お客様は違約金として、別紙に定めるとおり、申込書にて記載したレンタル期間の残月数に月間レンタル料（税込）及び台数を乗じた金額を当社に支払うものとします。
4. 本物件にデータが記録されている場合、お客様は、自らの責任と費用負担において、当該データを消去して当社に本物件を返却するものとします。万一、残存したデータの漏洩等により、お客様や第三者に損害が発生した場合であっても、当社の故意又は重過失の認められない限り、責任を負わないものとします。
5. お客様の責に帰すべき事由により本物件を返却しないとき（本物件の滅失も含みます。）、又は毀損した本物件を返却したときは、本物件についての損害賠償として、第12条第2項に定める弁償金を支払うものとします。
6. お客様の責に帰すべき事由により、本物件の返却が遅延したときは、お客様はその遅延した日数に応じたレンタル料（但し、1カ月に満たない場合には、当該レンタル料を日割り計算するものとします。）に相当する額の損害金を当社に支払うものとします。但し、当社の責に帰すべき事由により本物件の返却が遅延したときはこの限りではないものとします。
7. お客様は本物件の搬出及び返却にあたり、自己の責に帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合は、これを賠償するものとし、当社に何らの迷惑をかけないものとします。

第11条（当社によるレンタル契約の終了）

当社は、やむを得ない事由により、本物件に係るレンタルを終了することができます。また、当社は、当社が本物件のレンタルを終了する場合、その終了予定日から3カ月前までにお客様に事前に通知を行うものとします。

第12条（滅失、紛失又は毀損の際の賠償責任）

1. お客様は、本物件の故障、紛失があった場合には、直ちに乙に通知しなければならないものとします。
2. お客様の責に帰すべき事由よりお客様が本物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含みます。）、紛失、毀損（所有権の制限を含みます。）した場合、レンタル料金とは別に、お客様は当社に対し修理代、又は弁償金として本物件の購入代価相当金額を支払うものとします。なお、当社は、当社に別途損害がある場合にはお客様にこれを請求できるものとします。
3. お客様は本物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中は、レンタル料の支払義務を免れないものとします。

第13条（レンタル料の支払条件等）

1. 本物件のレンタル料の支払条件は、本利用契約に定めるものとします。
2. お客様は、本利用契約に定める支払を怠ったときは、支払期日の翌日から起算して年14.6%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第14条（損害賠償）

1. 当社は、本物件のレンタルに際して、本規約及び基本要綱に定める責任以外如何なる責任も負わないものとします。但し、当社に故意又は重過失が認められる場合はこの限りではありません。
2. お客様は、本物件の利用にあたり、お客様の責に帰すべき事由により当社又は第三者に損害が発生した場合、お客様の責任と費用負担において解決するものとします。

第15条（合意管轄）

本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（その他）

1. 本規約及び基本要綱に記載のない事項に関しては、お客様及び当社は誠意をもって協議することとします。
2. 当社は、民法の定めに従い、本規約を変更することができます。この場合、本物件のレンタルに関する提供条件は変更後の本規約によります。なお、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、所定の Web サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。

附則

本規約は、2020年11月1日から実施します。

本物件のレンタル提供に係る内容（第2条関連）

本物件のレンタル提供に係る内容は、次表のとおりとします。

項目	内容
(1)本物件の内容	<p>本物件を構成するサーマルカメラセンサー及び付属品は次のとおりになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①EG-Keeper 本体 WDEG01 (Desktop) ②EG-Keeper 本体 WDEG01 (Pole) ③EG-Keeper 本体 WDEG01 (Wall) ④EG-Keeper 卓上用台座 ⑤EG-Keeper 子供用スタンド ⑥EG-Keeper 大人用スタンド
(2)レンタル期間	レンタル開始日から 12 カ月間とします。
(3)レンタル料	本利用契約によって定めることとします。
(4)その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 本物件のレンタル開始日について 納品日を含む月の翌月 1 日をレンタル開始日とします。 ② レンタル期間の更新 レンタル期間満了日より 1 カ月前までに双方により書面にて特段の意思表示がない場合、レンタル期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）より本利用契約と同条件にて自動的に 12 カ月延長されるものとします。以後同様とします。 ③ お客様によるレンタル契約の終了、中途解約 お客様はレンタル期間満了の 1 カ月前までに当社に通知することにより、本物件のレンタルを終了することができるものとします。レンタル期間中に本物件のレンタルを中途解約する場合も同様とします。 ④ 違約金について お客様はレンタル開始日以降、申込書にて記載したレンタル期間の途中で、中途解約又は契約解除により本物件のレンタルを終了する場合、下記の計算式によって定める違約金を当社に支払うものとします。但し、初回契約から 12 カ月が経過し、契約を延長した場合の 13 カ月目以降は、レンタル期間の途中で本物件のレンタルを終了することでの違約金は発生しないものとします。 【違約金の計算式】 違約金 = (申込書に記載したレンタル月数 - 本利用契約の終了日を含む月までの経過月数) × レンタル料 (月額・税込) × 台数 ⑤ 本物件の設置場所 本物件は日本国内においてのみ設置・保管・使用することができるものとします。

以上